

# 京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金 (駐車場・農地等再工不導入促進事業)

## 手続編

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

※動画制作：NPO法人京都地球温暖化防止府民会議  
(京都府地球温暖化防止活動推進センター)

## 事業の目的

京都府では、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、再エネ設備の設置場所において、あまり利用が進まなかった場所などで、地域課題の解決や経営支援につながる再生可能エネルギー導入を展開することとしています。本補助金は、**駐車場や農地、ため池**といった場所への再生可能エネルギーの導入を促進するため、**太陽光発電設備の導入費用**や**太陽光発電設備に付帯する蓄電池の導入費用**を支援するものです。

## ①補助対象者（駐車場・農地等共通）

(1)事業をおこなう個人（個人事業主）又は法人

(2)以下のいずれにも該当しないこと

ア. 京都府税を滞納している者

イ. 京都府暴力団排除条例に掲げる暴力団員等

## ②補助対象事業

### (1)補助対象

○府内の駐車場等にソーラーカーポートを設置する事業⇒詳細は「駐車場編」参照

○府内の農地又はため池に太陽光発電設備の設置をする事業⇒詳細は「農地等編」参照

### (2)補助対象要件

導入しようとする設備は次のア～オの要件を満たす必要があります

- ア. エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること
- イ. 各種法令等を遵守した設備であること
- ウ. 商用化され、導入実績があるものであること（中古設備は原則対象外）
- エ. 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録をおこなわないこと
- オ. 導入する設備ごとに、国実施要領※に定める要件を満たすこと

## ※「国実施要領」について

環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）」

### 2. 交付対象事業の内容

#### 【駐車場等】

- ア. 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電  
（ア）太陽光発電設備（自家消費型）及び（イ）蓄電池

#### 【農地又はため池】

- イ. 地域共生・地域裨益型再エネの立地  
（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）及び（コ）蓄電池

**駐車場等と農地又はため池に導入する場合で条件が異なりますので、ご注意ください**

詳しくは、環境省ホームページ

「脱炭素地域づくり支援サイト」

重点対策加速化事業（交付対象メニュー）のPDFでご確認ください。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2>

### ③主な設備要件

#### ア. 太陽光発電設備【駐車場等、農地、ため池、共通】

- (1) 自家消費した分のCO2削減量を、環境価値として他人に譲渡しないこと
- (2) 電力の固定価格買取制度 (FIT)の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと
- (3) 自己託送を行わないこと

#### イ. 蓄電池【駐車場等、農地、ため池、共通】

- (1) 上記の太陽光発電設備の付帯設備として、同時に申請・導入するものであること  
⇒蓄電池単体での申請はできません
- (2) 再生可能エネルギー設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること  
⇒商用電源から蓄電池への充電は行わないようにしてください
- (3) 国実施要領に定める価格以下の蓄電システムであること  
⇒蓄電池導入費用（工事費込・税抜）が下記の価格以下であること

4,800Ah・セル未満相当のkWh:14.1万円/kWh

4,800Ah・セル以上相当のkWh:16.0万円/kWh

### ③その他の要件

他の補助金・助成金等の交付を受けていないこと

⇒ただし、市町村が実施する補助事業など併用可能な場合もあります。

### ④補助対象経費

#### 工事費

本工事費（直接工事費）

材料費：直接必要な材料の購入費（運搬費、保管費も含む）

⇒内容がわかるように具体的に記載すること。「一式」は使用しないでください。

労務費：直接必要な賃金等の人件費

⇒計算式と単価の根拠資料を添付すること

直接経費：①特許権使用料

②水道・光熱・電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）

③機械経費：事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費・労務費を除く）

④負担金

## 工事費

### 本工事費（間接工事費）

- 共通仮設費：①直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用  
②準備、後片付け整地等に要する費用  
③機械の設置撤去及び仮道布設、現道補修等に要する費用  
④技術管理に要する経費  
⑤交通の管理、安全施設に要する費用

現場管理費：労務管理費・水道光熱費・消耗品費・通信交通費

一般管理費：諸給与・法定福利費・修繕維持費・事務用品費・通信交通費

※間接工事費は算出根拠を明確にすること

付帯工事費：本工事費に付随する直接必要な工事費（【農地等】20kW以上の場合必要な柵塀に係る工事を含む）に要する必要最小限度の範囲の工事費。

機械器具費：建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付、撤去、修繕及び製作に要する経費

測量及び試験費：調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費

設備費 設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費

## ⑤補助対象外経費

- ・ 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用（処分費）
- ・ 土地、建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係ない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用

### 補助金交を交付することができないもの

- ・ 契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書、その他証拠帳票類が不備の場合
- ・ 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払いの区別が困難な場合
- ・ 関連会社（資本関係のある会社等）との取引の場合



## ⑥補助金額

### 駐車場等（ソーラーカーポート）

- ア 設備導入費用（工事費込、税抜）×補助率（1/3）
- イ 補助上限（200万円）

### 農地又はため池

- ア 設備導入費用（工事費込、税抜）×補助率（1/2）
- イ 補助上限（500万円）

### 蓄電池

補助金額は、次のいずれか金額の低い方

- ア 設備導入費用（工事費込、税抜）×補助率（1/3）
- イ 補助上限（100万円）

※設備導入費用が以下の価格を超えるものは補助対象となりません。

4,800Ah・セル相当の kWh 未満：14.1 万円/kWh

4,800Ah・セル相当の kWh 以上：16.0 万円/kWh

※災害時に地域で電力を提供する場合は上限200万円（地域との連携協定の締結が必要となります）

## ⑥事業・申請の流れ

(ご注意)

既設の対象設備は、本事業の対象外です。

今回初めて、該当設備を新規に設置される場合、本事業の対象となります。

※契約・着工後に交付申請されたものは、補助対象となりません。

**事前申請です！**

交付申請

【交付申請受付期間】

申請年度の1月末日

ご提出いただく「様式」

補助金交付申請書類は次のURLからダウンロードしてください！  
京都府HP「駐車場・農地等再エネ導入促進事業補助金」

URL [https://www.pref.kyoto.jp/energy/carport\\_agripv.html](https://www.pref.kyoto.jp/energy/carport_agripv.html)

- ① 「交付申請書」 (第2号様式)
- ② 「事業計画書」 (要領別紙2)
- ③ 「京都府太陽光発電設備等導入促進事業に係る設置施設に関する同意書」 (要領別紙2 別添)
- ④ 「事前着手届」 (要領別紙1)
- ⑤ 「口座振替依頼書」

**申請チェックリストのご提出も忘れずに！**

④ **補助金交付決定前に着手する場合は、**  
**「事前着手届」** (要領別紙1) をご提出ください。

## 要領別紙1「事前着手届」について

交付申請書提出後補助金交付決定までの間に、  
事業に着手(発注・契約等)する場合は、**事前着手届**の提出が必要です。

(事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。下表をご参照ください。)

	交付決定前	交付決定後
原則	①見積のみ着手可 (②発注等への着手可)	②発注・③契約・④工事着手・⑤納品・ ⑥検収・⑦支払
事前着手届を提出 した場合	①見積・②発注・③契約 ⑦支払(前払金のみ)は着手可	④工事着手・⑤納品・⑥検収・ ⑦支払(残額又は全額)

「事前着手届」をご提出いただいた場合でも、「交付決定」前に工事着手はできません。

## ご提出いただく「添付書類」（駐車場・農地等共通）

- (ア) 申請者の氏名・所在地が分かる次のいずれかの資料
    - 現在事項又は履歴事項証明書（コピー可、発行後3カ月以内）
    - 申請者の住民票の写し（個人事業主）の場合（コピー可、発行後3カ月以内）
  - (イ)  事業実施場所の登記事項証明（コピー可、発行後3ヶ月以内）
  - (ウ)  付近見取図と現在の利用状況が判る図面・写真等
  - (エ) 補助対象経費の根拠となる次のいずれかの書類
    - 見積書
    - 上記書類に代わるもの
  - (オ) 補助対象設備が要件に合致することが分かる資料  
（型番や設備容量等が確認できる仕様書やカタログ）
    - 太陽光パネル（ 型式  設備容量）
    - 蓄電池（ 型式  設備容量）
  - (カ) 補助対象設備の工事期間が判別できる次のいずれかの資料
    - 予定工程表
    - 上記書類に代わるもの
  - (キ)  府税に滞納がないことの証明書
  - (ク)  口座振替依頼書
  - (ケ) 蓄電池設置事業を申請する場合
    - 蓄電池のパッケージ型番が、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていることが分かる書類
  - (コ) PPA又はリースの場合
    - サービス料金又はリース料金から交付金額相当分又はその一部が控除されることが分かる書類
- ※その他審査に当たって必要な書類の提出を求める場合があります。

駐車場・農地等で添付書類が異なりますので、「駐車場編」「農地等編」をご確認ください。

## 交付決定

原則電子メールで**交付決定通知**を送付します。

申請資料に過不足がないこと、修正や訂正が完了してから、2～3週間。

## 補助事業実施

## 実績報告

以下のア.イのいずれかの早い日までに提出してください。（必着）

ア. 事業完了後、**工事完了日から60日以内**

イ. **申請年度の2月末日**

ご提出いただく「様式」

- ①実績報告書（第6号様式）
- ②事業実施報告書（要領別紙2）

## ご提出いただく「添付書類」（駐車場・農地等共通）

- (ア) 業者・施工者との**契約書**又は**契約日が確認できる書類**（写）
- (イ) 経費の支払いを確認できる書類
  - 領収書**(コピー可)
  - 上記書類に代わるもの（請求書と振込依頼書）
- (ウ) 補助対象設備ごとの金額（工事費含む、税抜）が分かる次のいずれかの書類
  - 請負代金内訳書**
  - 上記書類に代わるもの
- (エ) 設置した補助対象設備の型番、数量が分かる次のいずれかの書類
  - 保証書、納品書又は出荷証明書、工事完了書**
  - 上記書類に代わるもの
- (オ) PPA又はリースの場合、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる次のいずれかの書類
  - 事業者との契約書（メンテナンス項目が記載されている）
  - 上記書類に代わるもの
- (カ) 導入した太陽光発電設備の全体及び銘板が確認できる写真（カラー）
  - 「全ての太陽電池モジュール」の設置後の写真**
  - 「パワーコンディショナー」の設置後の写真**
- (キ) 導入した蓄電池の全体及び銘板が確認できる写真
  - 「蓄電池本体」「パワーコンディショナー」「DC/DCコンバーター」の設置後の写真**
- (ク) 災害時に地域で電力を提供する場合
  - 地域との連携協定に関する資料もしくはそれを証する書類

駐車場・農地等で添付書類が異なりますので、「駐車場編」「農地等編」をご確認ください。 14

## 交付額決定

提出書類の確認完了後、原則電子メールで**交付額確定通知**を送付します。

申請資料に過不足がないこと、修正や訂正が完了してから、2～3週間。

## 補助金請求

「**交付請求書**」に「交付額決定通知書」記載された金額と必要事項を記入し、  
「交付額決定通知書」を受領してから**1週間以内**に申請窓口で電子メールで送付してください。

## 補助金交付

請求から約1カ月で、ご指定の口座に補助金をお振込みします。

## 【交付申請受付期間】

受付開始日～該当年度の1月末日

※交付決定まで2～3週間程度かかります

※提出書類の不足や不備の修正がある場合、審査期間が長くなります

## 【実績報告書受付期間】

ア. 補助対象工事完了から60日以内

イ. 申請年度の2月末日

※支払いを含む事業完了が申請年度の2月末日を越える場合は、事前にご相談ください。

## 問合せ及び交付申請及び実績報告提出先

京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）委託先

NPO法人京都地球温暖化防止府民会議

（京都府地球温暖化防止活動推進センター）

京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）補助金窓口

場所（住所）

〒604-8417

京都府京都市中京区西ノ京内畑町41-3

電話：075-803-1129

E-mail: uul@kcfca.or.jp



## 補助対象外になる申請

さらに、経理処理上、次のような場合は補助金の交付対象となりません。

<具体例>

- ・申請年度の2月末日までに、支払いが完了していない場合
  - ・他の取引と相殺して支払が行われている場合
  - ・小切手、約束手形、クレジットカード、ポイントカードによるポイント等で支払いが行われている場合
- ※支払いは、現金払い（金融機関による振込等含む）としてください。

## その他

※登記事項証明書のご提出について

一般財団法人 民事法務協会の発行する登記事項証明書をダウンロードしたものに関しては、証明書ではないことから、登記事項証明書として利用することはできません。

※ご提出いただきました書類は、理由の如何を問わず、返却は致しかねますので、ご了承ください。

※ご提出いただきました申請内容、様式、添付書類について、疑義がある場合、お問合せさせていただき、適宜、修正、再提出を依頼する場合がございます。宜しく、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

## 本補助金制度に係る問合せ先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課 エネルギー政策係  
TEL:075-414-4298

## 手続編（終）

ご視聴ありがとうございました